【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第一款の二　自主規制法人

第一目　設立

（法人格）

第百二条の二　自主規制法人は、法人とする。

２　自主規制法人は、その名称のうちに自主規制法人という文字を用いなければならない。

３　自主規制法人でない者は、その名称のうちに自主規制法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第一款の二　自主規制法人

第一目　設立

（法人格）

第百二条の二　自主規制法人は、法人とする。

２　自主規制法人は、その名称のうちに自主規制法人という文字を用いなければならない。

３　自主規制法人でない者は、その名称のうちに自主規制法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（改正前）

（新設）